



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課） ..... 1
- 県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課） ..... 2
- 県営土地改良事業変更計画の決定（村づくり計画課） ..... 2
- 市営土地改良事業計画変更の適当の決定（村づくり計画課） ..... 2
- 村営土地改良事業に係る換地計画認可申請の適当の決定（村づくり計画課） ..... 3
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林緑地課） ..... 3
- 県道の供用の廃止（道路管理課） ..... 3
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画・モノレール課） ..... 3

### 公 告

- 予算の公表（財政課） ..... 4
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） ..... 4
- 開発行為に関する工事の完了・8件（南部土木事務所） ..... 4

## 告 示

### 沖縄県告示第237号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり糸満市真栄平西土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年 4月 8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	大城正樹	糸満市字真栄平147番地
理事	伊禮弘幸	糸満市字真栄平78番地の2
理事	金城秀清	糸満市西崎一丁目25番9号
理事	金城薫	糸満市字国吉834番地県営新垣団地1棟406号
理事	大城重信	糸満市字新垣147番地
理事	金城毅	糸満市字新垣342番地の2
監事	金城盛徳	糸満市字新垣112番地
監事	仲吉勇	糸満市字真栄平160番地

任期 平成23年 3月22日から平成27年 3月21日まで

## 2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	大城正樹	糸満市字真栄平147番地
理事	金城敏	糸満市字糸満1943番地の20金城アパートE
理事	金城秀清	糸満市西崎一丁目25番9号
理事	大城重信	糸満市字新垣147番地
理事	金城毅	糸満市字新垣342番地の2
理事	金城薫	糸満市字国吉834番地県営新垣団地1棟406号
監事	金城盛徳	糸満市字新垣112番地
監事	仲吉勇	糸満市字真栄平160番地

## 沖縄県告示第238号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、入江地区県営土地改良事業（農業用排水施設）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年4月8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間 平成23年4月11日から同年5月12日まで
- 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- その他 この告示に係る計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

## 沖縄県告示第239号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、慶座地区県営土地改良事業（農業用排水施設・区画整理）変更計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年4月8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 縦覧に供する書類 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する期間 平成23年4月11日から同年5月12日まで
- 縦覧に供する場所 八重瀬町役場
- その他 この告示に係る変更計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

## 沖縄県告示第240号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、石垣市長から協議のあった石垣西部地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画の変更について、平成23年3月29日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年4月8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成23年4月11日から同年5月12日まで
- 3 縦覧に供する場所 石垣市役所
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

#### 沖縄県告示第241号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、北大東村長から申請のあった北大東村上北振第2地区（団体営農地保全整備事業）の換地計画について、平成23年3月31日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年4月8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成23年4月11日から同年5月12日まで
- 3 縦覧に供する場所 北大東村役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

#### 沖縄県告示第242号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成23年4月8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除予定保安林の所在場所 宮古島市伊良部字伊良部長底原818番16
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

#### 沖縄県告示第243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり廃止する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成23年4月8日から同月21日まで一般の縦覧に供する。

平成23年4月8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 路線名 13号線
- 2 供用廃止の区間 名護市字久志1047番3から宜野座村字松田2842番2まで
- 3 供用廃止の期日 平成23年4月8日

#### 沖縄県告示第244号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年4月8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 組合の名称 八重瀬町富盛田園土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 八重瀬町字東風平1426番地の20

- 3 施行地区 八重瀬町字富盛真嘉武門原、島之前原及び川田原の各一部
- 4 事業施行期間 平成5年1月26日から平成23年3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 平成5年1月18日
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長及び資金計画の変更
- 7 変更認可の年月日 平成23年3月17日

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成23年3月29日県議会の議決を経た平成23年度沖縄県一般会計予算、平成23年度沖縄県特別会計予算及び平成23年度沖縄県企業会計予算の要領を別冊のとおり公表する。

平成23年4月8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年4月8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成21年10月30日 沖縄県指令土第912号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 与那原町字板良敷山川原1293番3及び1328番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 与那原町字板良敷794番地 仲里悟
- 5 検査済証番号 平成23年3月23日 第2886号
- 6 工事完了年月日 平成22年12月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年4月8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成21年10月30日 沖縄県指令土第911号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 与那原町字板良敷山川原1328番1及び1329番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮平580番地の1コーポラス嘉数201 仲里武恭
- 5 検査済証番号 平成23年3月23日 第2887号
- 6 工事完了年月日 平成22年12月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年4月8日

沖縄県南部土木事務所長 濱 元 盛 充

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年3月26日 沖縄県指令南土第369号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字金良431番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字長堂193番地コーポ193 301号 前川哲哉 豊見城市字長堂193番地コーポ193 301号 前川里恵
- 5 検査済証番号 平成23年1月17日 N第253号
- 6 工事完了年月日 平成23年1月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年4月8日

沖縄県南部土木事務所長 濱 元 盛 充

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年7月14日 沖縄県指令南土第839号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字金良後原431番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字大名225番地の3 宮里昌之
- 5 検査済証番号 平成23年2月14日 N第254号
- 6 工事完了年月日 平成23年2月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年4月8日

沖縄県南部土木事務所長 濱 元 盛 充

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年4月9日 沖縄県指令南土第461号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮城389番5及び389番9
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮平588番地3 宮城廣喜
- 5 検査済証番号 平成23年2月25日 N第255号
- 6 工事完了年月日 平成23年1月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年4月8日

沖縄県南部土木事務所長 濱 元 盛 充

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年6月29日 沖縄県指令南土第784号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮城後原52番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 南風原町字宮城29番地 社会福祉法人花福社会 花城清元
- 5 検査済証番号 平成23年3月8日 N第256号
- 6 工事完了年月日 平成23年3月1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年4月8日

沖縄県南部土木事務所長 濱 元 盛 充

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年3月2日 沖縄県指令南土第228号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字高嶺554号番1及び556番2並びに字平良397番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 豊見城市字饒波500番地5 合同会社光永グループ 代表社員 平田永喜
- 5 検査済証番号 平成23年3月11日 N第257号
- 6 工事完了年月日 平成23年3月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年4月8日

沖縄県南部土木事務所長 濱 元 盛 充

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年 6 月16日 沖縄県指令南土第740号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字北波平前原737番 5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字高嶺446番地52 豊見城団地市改良住宅C-602号 比嘉みさ子
- 5 検査済証番号 平成23年 3 月11日 N第258号
- 6 工事完了年月日 平成23年 3 月 7 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年 4 月 8 日

沖縄県南部土木事務所長 濱 元 盛 充

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年 6 月24日 沖縄県指令南土第778号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川350番 8 及び350番 3 の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字国場869番地 1 テラス東門503 蘇武高雄 那覇市字国場869番地 1 テラス東門503 蘇武由貴子
- 5 検査済証番号 平成23年 3 月15日 N第259号
- 6 工事完了年月日 平成23年 3 月 3 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年 4 月 8 日

沖縄県南部土木事務所長 濱 元 盛 充

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年10月 8 日 沖縄県指令南土第1169号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字大名久米原367番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市首里石嶺町 4 丁目431番地 1 石嶺第二市営住宅2-403 翁長トシ子
- 5 検査済証番号 平成23年 3 月17日 N第260号
- 6 工事完了年月日 平成23年 3 月 7 日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 福琉印刷 〒 900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8
---	--



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 平成23年度沖縄県一般会計予算、平成23年度沖縄 県特別会計予算及び平成23年度沖縄県企業会計予 算の要領





平成23年度沖縄県一般会計予算

平成23年度沖縄県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ608,189,000千円と定める。  
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。  
 (債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができ、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。  
 (地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。  
 (一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、70,000,000千円と定める。  
 (歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1	県	税	86,232,000 千円
		1 県民税	32,079,000
		2 事業税	13,966,000
		3 地方消費税	12,314,000
		4 不動産取得税	3,318,000
		5 県たばこ税	2,621,000
		6 ゴルフ場利用税	759,000
		7 自動車取得税	1,035,000
		8 軽油引取税	6,533,000
		9 自動車税	12,533,000
		10 鉱区税	14,000
		11 狩猟税	4,000
		12 石油価格調整税	985,000
		13 産業廃棄物税	71,000
2	地方消費税清算金		21,659,319
3	地方譲与税		21,659,319
		1 地方法人特別譲与税	14,075,000
		2 地方揮発油譲与税	591,000
		3 石油ガス譲与税	32,000
		4 航空機燃料譲与税	111,000
4	地方特例交付金		1,656,000
		1 地方特例交付金	1,656,000
5	地方交付税		202,195,000
		1 地方交付税	202,195,000
6	交通安全対策特別交付金		389,000
		1 交通安全対策特別交付金	389,000
7	分担金及び負担金		1,079,562
		1 分担金	77,742
		2 負担金	1,001,820

款	項	金額
8 使用料及び手数料	1 使用料	9,396,279 千円
	2 手数料	6,730,087
	3 証紙収入	260,815
9 国庫支出名	1 国庫負担金	2,405,377
	2 国庫補助金	143,265,437
	3 委託金	40,824,274
10 財産収入	1 財産運用収入	101,023,678
	2 財産売却収入	1,417,485
11 寄附金	1 財産運用収入	2,242,743
	2 財産売却収入	1,500,219
12 繰入金	1 寄附金	742,524
	2 特別会計繰入金	7,830
13 繰越金	1 特別会計繰入金	7,830
	2 基金繰入金	37,531,714
14 諸収入	1 繰越金	375,134
	2 基金繰入金	37,156,580
15 県債	1 繰越金	1
	2 繰越金	1
	3 延滞金、加算金及び過料	21,730,815
	4 果預金	631,941
	5 公営企業貸付金元利収入	93,566
	6 貸付金元利収入	10,000
	7 受託事業収入	13,094,378
	8 収益事業収入	684,920
16 雑収入	1 利子割精算金収入	5,060,000
	2 雑収入	383
17 1 県債	1 雑収入	2,155,627
	2 債	65,994,300
18 歳入合計	1 県債	65,994,300
	2 合計	608,189,000

歳出	款	項	金額
1 議会	議会費	1 議会費	1,440,386 千円
		2 総務費	1,440,386
2 総務	総務費	1 総務管理費	40,251,936
		2 企画費	17,063,620
		3 徴税費	14,432,729
		4 市町村振興費	4,832,681
		5 選挙費	1,073,727
		6 防災費	39,378
		7 統計調査費	1,832,858
		8 人事委員会費	609,033
		9 監査委員費	172,199
3 民生	民生費	1 監査委員費	195,711
		2 社会福祉費	98,484,683
		3 児童福祉費	62,622,012
		4 生活保護費	27,293,871
4 衛生	衛生費	1 災害救助費	8,552,633
		2 公衆衛生費	16,167
		3 環境保健費	28,864,504
		4 保健所費	8,460,078
5 労働	労働費	1 環境保健費	2,082,963
		2 保健費	1,441,126
		3 医薬費	2,564,322
		4 保健衛生費	5,883,015
		5 労働費	8,433,000
		6 労働費	7,967,968
6 労働	労働費	1 労働費	6,861,960
		2 職業訓練費	973,360
		3 労働委員会費	132,648

款	項	金額 千円
6 農林水産業費	1 農業費	48,310,000
	2 畜産業費	9,671,158
	3 農地業費	2,190,824
	4 林業費	26,955,188
	5 水産業費	2,391,741
7 商工費	1 水産業費	7,101,089
	2 商業費	23,905,718
	3 工業費	1,323,822
8 土木費	1 工鉱業費	19,853,652
	2 観光費	2,728,244
	3 土木管理費	76,368,870
	4 道路橋りょう費	2,784,241
	5 河川海岸費	32,124,097
	6 港湾費	8,318,304
	7 都市計画費	7,770,916
9 警察費	1 住宅費	14,932,902
	2 空港費	4,943,777
	3 警察管理費	5,494,633
	4 警察活動費	33,073,967
	5 警察管理費	30,111,888
	6 警察活動費	2,962,079
	7 警察費	150,671,187
10 教育費	1 教育総務費	6,070,789
	2 小学校費	48,606,488
	3 中学校費	29,892,213
	4 高等学校費	46,798,390
	5 特別支援学校費	14,348,995
	6 社会教育費	1,470,780
	7 保健体育費	1,133,719
	8 大学費	2,349,813

款	項	金額 千円
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	3,798,360
	2 土木施設災害復旧費	1,709,679
	3 教育施設災害復旧費	2,022,307
12 公債費	1 公債費	66,374
	2 公債費	67,725,007
13 諸支出金	1 ゴルフ場利用税交付金	67,725,007
	2 自動車取得税交付金	27,126,414
	3 公営企業費	531,670
	4 財政調整基金積立金	688,333
	5 県有施設整備基金積立金	1,480,453
	6 利子割交付金	28,013
	7 配当割交付金	722,708
	8 株式会社等譲渡所得割交付金	369,192
	9 利子割精算金	44,774
	10 退職手当基金積立金	70,667
	11 減債基金積立金	1,874
	12 地域振興基金積立金	25,287
	13 地方消費税交付金	80,638
	14 地方消費税清算金	4,956
14 予備費	1 予備費	10,882,070
	2 予備費	12,195,779
歳出合計		200,000
歳出合計		200,000
歳出合計		608,189,000

第2表 債務負担行為

事	項	期	間	限	度	額
						千円
電子自治体推進事業費		平成24年度から平成28年度まで			62,007	
医学臨床研修事業費		平成24年度から平成25年度まで				卒後医学臨床研修事業に関する沖縄県とハワイ大学との契約額108,419千円に為替相場の変動に伴う額を加えた額を限度額とする。
医学臨床研修事業費		平成24年度から平成25年度まで			156,000	
農業近代化資金等利子補給金		平成24年度から平成38年度まで			34,363	
経営体育成資金融通等利子補給金		平成24年度から平成30年度まで			877	
平成23年度に沖縄県農業協同組合及び全国農地保有合理化協会が沖縄県農業開発公社に融資したことによって損害を受けた場合の損失補償		平成23年度から平成33年度まで				沖縄県農業開発公社が事業を行うため金融機関等から借入れた場合の総額359,342千円に約定利息と損失が生じた場合の損失額及びその利息を加えた額を限度とする。
農業近代化資金利子補給金		平成24年度から平成37年度まで			6,556	
平成23年度に沖縄県信用漁業協同組合連合会が、宮古島漁業協同組合及び八重山漁業協同組合に融資することによって、損害を受ける場合の損失補償		平成23年度から平成32年度まで				宮古島漁業協同組合及び八重山漁業協同組合の信用事業譲渡にかかるとする。5,625千円の2分の1を限度額とする。
公共職業能力開発事業費		平成24年度			30,870	
小規模企業者等設備貸与事業損失補償		平成24年度から平成32年度まで			15,000	
機械類貸与事業損失補償		平成24年度から平成32年度まで			75,000	

事	項	期	間	限	度	額
						千円
小規模企業対策資金損失補償		平成23年度から平成37年度まで			74,880	
小口零細企業資金損失補償		平成23年度から平成37年度まで			31,200	
ベンチャー支援資金損失補償		平成23年度から平成34年度まで			5,184	
産業振興資金(企業立地推進貸付)損失補償		平成23年度から平成42年度まで			7,920	
創業者支援資金損失補償		平成23年度から平成34年度まで			50,400	
中小企業セーフティネット資金損失補償		平成23年度から平成32年度まで			71,280	
新事業分野進出資金損失補償		平成23年度から平成37年度まで			19,800	
沖縄IT津梁パーク企業集積施設整備事業		平成23年度から平成39年度まで			3,156,360	
公共国道新設改良費		平成24年度			708,000	
公共地方道新設改良費		平成24年度			1,580,000	
河川総合開発事業費		平成24年度			184,000	
億首川河川改修事業費		平成24年度			65,372	
公共離島空港整備事業費		平成24年度			2,302,680	
県営住宅建設費		平成24年度から平成25年度まで			1,017,253	
出納事務費		平成24年度から平成26年度まで			97,410	

事 項	期 間	限 度	額
教 育 用 設 備 整 備 費	平成24年度から 平成28年度まで	322,952	千円
学 校 建 設 費	平成24年度	2,377,887	
施 設 整 備 費	平成24年度	694,236	
教 育 セ ン タ ー 管 理 運 営 費	平成24年度から 平成28年度まで	317,843	
高 校 一 般 管 理 運 営 費	平成24年度から 平成28年度まで	113,118	
情 報 管 理 費 ( 情 報 管 理 費 )	平成24年度から 平成28年度まで	217,297	
情 報 管 理 費 ( I T 化 基 盤 整 備 事 業 )	平成24年度から 平成28年度まで	300,857	
犯 罪 鑑 識 費	平成24年度から 平成28年度まで	236,380	
交 通 安 全 施 設 費	平成24年度から 平成28年度まで	276,120	

### 第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
沖縄ライフ・イノベーション 創出基盤強化事業	189,300	(借入方法) 証券借入又 は証券発行 による。	年9%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、	償還期間は、据置期間 を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、 元金均等による。
石綿健康被害救済制度推進事業 児童福祉施設等整備事業	12,800 92,100	発行価格が 額面金額を 下回るとき は、その発 行差額をう めるため必 要な金額を これに加算 した金額と することができる。	利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	
老人福祉施設整備事業 一般公共事業	173,700 11,891,200			
沖縄IT知の集積促進事業 社会体育施設整備事業	527,100 147,500			
県営住宅建設事業 県単道路整備事業	962,200 779,600			
県単河川等整備事業 県単離島空港整備事業	448,600 369,400			
旭橋再開発事業 市街地再開発事業	175,600 132,100			
新石垣空港建設事業 億首川河川改修事業	349,000 6,400			
警察庁舎等施設整備事業 交通安全施設整備事業	387,900 433,300	(借入時期) 平成23年度。		
高等学校施設整備事業 特別支援学校施設整備事業	2,817,400 408,100	ただし、事 業その他の 都合により、 その一部又 は全部を後 年度に繰り 延べて起債 することが できる。		
災害復旧事業 行政改革推進債 臨時財政対策債	691,000 600,000 44,400,000			
合 計	65,994,300			

平成23年度沖縄県農業改良資金特別会計予算

平成23年度沖縄県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ398,299千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1	繰 入	金	772 千円
		1 一般会計繰入金	772
2	繰 越	金	361,448
		1 繰越金	361,448
3	諸 収	入	36,079
		1 貸付金元利収入	35,667
		2 雑 入	412
	歳 入	合 計	398,299
歳 出		項 目	金 額
1	農 林 水 産 業 費		398,299 千円
		1 農業費	398,299
	歳 出	合 計	398,299

平成23年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成23年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,544,063千円と定める。  
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項	金	額
1	繰越金			651,316 千円
		1 繰越金		651,316
2	諸収入			892,747
		1 貸付金元利収入		892,382
		2 雑収入		365
	歳入	合 計		1,544,063
歳 出		項	金	額
1	商工費			651,316 千円
		1 商業費		651,316
2	公債費			892,747
		1 公債費		892,747
	歳出	合 計		1,544,063

平成23年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算

平成23年度沖縄県中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ500,347千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金	額
1	繰入金			75,236 千円
		1 一般会計繰入金		75,236
2	諸取入			425,111
		1 貸付金元利収入		425,111
	歳入	合計		500,347
歳出	款	項	金	額
1	中小企業振興費			500,347 千円
		1 中小企業振興費		500,347
	歳出	合計		500,347



平成23年度沖縄県下地島空港特別会計予算

平成23年度沖縄県下地島空港特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ595,306千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1	使用料及び手数料		528,055 千円
		1 使 用 料	528,055
2	財 産 取 入		4,897
		1 財 産 運 用 取 入	4,895
		2 財 産 売 払 取 入	2
3	繰 越 金		61,642
		1 繰 越 金	61,642
4	諸 収 入		712
		1 雑 収 入	712
	歳 入 合 計		595,306
歳 出		項 目	金 額
1	土 木 費		595,306 千円
		1 空 港 費	595,306
	歳 出 合 計		595,306

平成23年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成23年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ245,662千円と定める。  
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1	繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,897 千円
2	繰 越 金	1 繰 越 金	84,905
3	諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入	157,860
		2 雑 入	1,165
	歳 入	合 計	245,662

歳 出

款 目	項 目	金 額	
1 民 生 費		245,662 千円	
	1 母 子 寡 婦 福 祉 費	245,662	
	歳 出	合 計	245,662



第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
中部流域下水道建設費	平成24年度	2,300,000	千円
中城湾流域下水道建設費	平成24年度	244,000	

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 1,045,900	(借入方法) 証券借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができ、	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	1,045,900	(借入時期) 平成23年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。		

平成23年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算

平成23年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ155,442千円と定める。  
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1	財 産 収 入		19,281 千円
		1 財 産 運 用 収 入	19,281
2	繰 越 金		136,159
		1 繰 越 金	136,159
3	諸 収 入		2
		1 雑 入	2
	歳 入	合 計	155,442
歳 出		項 目	金 額
1	土 地 管 理 業 務 費		26,592 千円
		1 土 地 管 理 業 務 費	26,592
2	予 備 費		128,850
		1 予 備 費	128,850
	歳 出	合 計	155,442

平成23年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成23年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ82,943千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1	繰越金		52,034 千円
		1 繰越金	52,034
2	取入		30,909
		1 県預金利子	521
		2 貸付金元利収入	30,000
		3 雑入	388
歳 入		合 計	82,943
歳 出		項 目	金 額
1	農林水産業費		82,943 千円
		1 水産業費	82,943
歳 出		合 計	82,943

平成23年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算

平成23年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ393,761千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1	使用料及び手数料		211,904 千円
		1 使 用 料	211,904
2	繰 入 金		111,410
		1 一 般 会 計 繰 入 金	111,410
3	繰 越 金		1
		1 繰 越 金	1
4	諸 収 入		70,446
		1 雑 入	70,446
	歳 入 合 計		393,761
歳 出		項 目	金 額
1	中央卸売市場事業費		280,261 千円
		1 中央卸売市場事業費	280,261
2	公 債 費		113,500
		1 公 債 費	113,500
	歳 出 合 計		393,761

平成23年度沖縄県林業改善資金特別会計予算

平成23年度沖縄県林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,969千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		款	項	金額
1	繰入金	金		861 千円
			1 一般会計繰入金	861
2	繰越金	金		3,788
			1 繰越金	3,788
3	諸収入	入		11,320
			1 貸付金元利収入	11,320
	歳入		合計	15,969
歳出		款	項	金額
1	農林水産業費	費		15,969 千円
			1 林業費	15,969
	歳出		合計	15,969



平成23年度沖繩県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業  
特別会計予算

平成23年度沖繩県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,752,732千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。  
（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる。地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1	国庫支出金		369千円
		1 国庫補助金	369
2	財産収入		1,157,059
		1 財産売却収入	1,146,921
		2 財産運用収入	10,138
3	繰越金		1
		1 繰越金	1
4	諸収入		3
		1 県預金利子	1
		2 雑入	2
5	県債		595,300
		1 県債	595,300
	歳入	合計	1,752,732

歳出	款	項	金額
1	商工費		44,900千円
		1 工鉱業費	44,900
2	公債費		1,707,832
		1 公債費	1,707,832
	歳出	合計	1,752,732

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中城湾港 (新港地区) 臨海部土地 造成事業	千円 595,300	(借入方法) 証書借入又は証券 発行による。 発行価格が額面 金額を下回ると きは、その発行 差額をうめるた め必要な金額を これに加算した 金額とすること ができる。 (借入時期) 平成23年度。た だし、事業その 他の都合により、 その一部又は全 部を後年度に繰 り延べて起債す ることができる。	年9%以内 (ただし、 利率見直し 方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	償還期間は、据置期間を含め30年 以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等 等による。 ただし、財政の都合により、据置 期間中であっても繰上償還し、償 還年限を変更し、又は借り換える ことができる。
合 計	595,300			

平成23年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算

平成23年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ373,092千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第230条第1項の規定により起こすことができる。

地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1	使用料及び手数料		107,283 千円
		1 使用料	107,283
2	繰入金		113,217
		1 一般会計繰入金	113,217
3	繰越金		6,992
		1 繰越金	6,992
4	県債		145,600
		1 県債	145,600
	歳入	合計	373,092
歳出	款	項	金額
1	土木費		64,274 千円
		1 港湾費	64,274
2	公債費		308,818
		1 公債費	308,818
	歳出	合計	373,092

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
宜野湾港施設整備事業	千円 145,600	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができ、(借入時期)平成23年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、当該見直し後の利率)の利率の見直しを行うことができる。	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合計	145,600			

平成23年度沖縄県自由貿易地域特別会計予算

平成23年度沖縄県自由貿易地域特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ234,759千円と定める。  
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1	款 使用料及び手数料		134,118 千円
		1 使 用 料	134,118
2	款 取 入		71,171
		1 雑 入	71,170
		2 延滞金、加算金及び過料	1
3	款 入 金		29,469
		1 一 般 会 計 繰 入 金	29,469
4	款 繰 越 金		1
		1 繰 越 金	1
	歳 入 合 計		234,759
歳 出		項 目	金 額
1	款 商 工 費		148,288 千円
		1 商 業 費	148,288
2	款 公 債 費		86,471
		1 公 債 費	86,471
	歳 出 合 計		234,759

平成23年度沖縄県産業振興基金特別会計予算

平成23年度沖縄県産業振興基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,598,760千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1	国 庫 支 出 金		1,350,053 千円
		1 国 庫 補 助 金	1,350,053
2	財 産 収 入		138,468
		1 財 産 運 用 収 入	138,468
3	繰 越 金		20,055
		1 繰 越 金	20,055
4	繰 入 金		90,184
		1 基 金 繰 入 金	90,184
	歳 入 合 計		1,598,760
歳 出		項 目	金 額
1	産 業 振 興 費		1,598,760 千円
		1 産 業 振 興 費	1,598,760
	歳 出 合 計		1,598,760

平成23年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算

平成23年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,203,810千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
- （地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		項	金額
1	使用料及び手数料		81,112 千円
		1 使用料	81,112
2	繰入金		287,063
		1 一般会計繰入金	287,063
3	繰越金		4,135
		1 繰越金	4,135
4	県債		831,500
		1 県債	831,500
	歳入	合計	1,203,810
歳出		項	金額
1	土木費		826,558 千円
		1 港湾費	826,558
2	公債費		377,252
		1 公債費	377,252
	歳出	合計	1,203,810

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中城湾港整備事業	千円 831,500	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	831,500			

平成23年度沖縄県中城湾港マリントウン特別会計予算

平成23年度沖縄県中城湾港マリントウン特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,325,603千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。  
(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる。地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1	財産収入		千円 194,123
		1 財産売却収入	194,123
2	繰越金		5,480
		1 繰越金	5,480
3	諸収入		1,800
		1 雑収入	1,800
4	県債		1,124,200
		1 県債	1,124,200
	歳入	合計	1,325,603

歳出

歳出	款	項	金額
1	土木費		千円 247,014
		1 港湾費	247,014
2	公債費		1,078,589
		1 公債費	1,078,589
	歳出	合計	1,325,603

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中城湾港マリントウソン整備事業	千円 1,124,200	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができ、(借入時期)平成23年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等による。
合計	1,124,200			



平成23年度沖縄県駐車場事業特別会計予算

平成23年度沖縄県駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ117,241千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項	金 額
1	歳 入	金	49,657 千円
2	諸 収 入	1 一 般 会 計 繰 入 金	49,657
	歳 入	1 雑 入	67,584
		合 計	117,241
歳 出		項	金 額
1	土 木 費		3,286 千円
2	公 債 費	1 道 路 橋 り よ う 費	3,286
		1 公 債 費	113,955
		合 計	117,241

平成23年度沖繩県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業  
特別会計予算

平成23年度沖繩県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ90,676千円と定める。  
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。  
（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		款	項	金	額
1	繰越	金			千円 25,176
			1 繰越	金	25,176
2	県	債			65,500
			1 県	債	65,500
		歳入	合計		90,676
歳出		款	項	金	額
1	公債	費			千円 90,676
			1 公債	費	90,676
		歳出	合計		90,676

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中 城 湾 港 ( 泡 瀬 地 区 ) 臨 海 部 土 地 造 成 事 業	千円 65,500	(借入方法) 証書借入又は証券 券発行による。 発行価格が額面 金額を下回ると きは、その発行 差額をうめるた め必要な金額を これに加算した 金額とすること ができる。 (借入時期) 平成23年度。た だし、事業その 他の都合により、 その一部又は全 部を後年度に繰 り延べて起債す ることができる。	年9%以内 (ただし、 利率見直し方 式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行つた後にお いては、 当該見直し後の 利率) 平成23年度。た だし、事業その 他の都合により、 その一部又は全 部を後年度に繰 り延べて起債す ることができる。	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	65,500			

平成23年度沖縄県公債管理特別会計予算

平成23年度沖縄県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ73,628,284千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第230条第1項の規定により起こすことができる。地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		項	金額
1 繰入金	金	1 一般会計繰入金	67,628,284 千円
		2 基金繰入金	1
2 県債	債	1 県債	6,000,000
		合計	73,628,284
歳出			
1 公債	費	項	金額
		1 公債費	73,628,283 千円
2 諸支出金	金	1 公債積立金	73,628,283
		1 減債基金積立金	1
歳出		合計	73,628,284

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 6,000,000	(借入方法) 証券借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができ、	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め15年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合計	6,000,000			

## 平成23年度沖縄県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度沖縄県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。  
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	2,354 床
(2) 年間患者数	1,491,263 人
入院外来	692,125
病院内	799,138
診療所	734,488
	64,650
(3) 一日平均患者数	
入院	1,891 人
外来	3,289
病院内	3,023
診療所	266
(4) 主要な建設改良事業	
新宮古病院施設整備事業	3,169,099 千円
宮古島市休日夜間診療所整備事業	32,822
八重山病院救急設備改修事業	30,033
八重山病院新生児治療室改修事業	11,448

(収益的収入及び支出)  
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収入
第1款 病院事業収益	50,257,342 千円
第1項 医療収益	42,592,416
第2項 医療外収益	7,050,886
第3項 特別利益	614,040

支

第1款 病院事業費用	48,002,660 千円
第1項 医療費用	46,904,416
第2項 医療外費用	1,010,826
第3項 特別損失	77,418
第4項 予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,376,377千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,773千円及び過年度分損益勘定留保資金1,374,604千円で補てんするものとする)。

収入

第1款 資本的収入	6,106,754 千円
第1項 企業債	3,166,900
第2項 他会計負担金	1,885,222
第3項 国庫補助金	1,054,632

支出

第1款 資本的支出	7,483,131 千円
第1項 建設改良費	4,767,365
第2項 企業債償還金	2,715,764
第3項 無形固定資産	1
第4項 国庫補助返還金	1

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができ得る事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
宮古島市休日夜間診療所整備事業	平成24年度	21,881 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的	県立病院及び附属診療所の施設整備、資産購入
2 限度額	3,166,900千円
3 起債の方法	証書借入又は証券発行

借入時期は、平成23年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の一部又は全部を翌年度に繰り延べ借り入れることができる。

- 4 利率 年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
- 5 償還の方法 据置期間を含め30年以内に元利均等又は元金均等等にて償還する。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、6,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における医薬費用、医薬外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、無形固定資産及び国庫補助返還金相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 28,558,195千円  
(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,551,601千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、9,403,270千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第12条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

数量	名称	種類	取得する資産
1	新宮古病院(仮称)用地	土地	取得する資産
1	電子カルテシステム	器械備品	取得する資産
1	医学会計システム	器械備品	取得する資産
1	核医学診断システム	器械備品	取得する資産
1	FPD搭載型X線TVシステム	器械備品	取得する資産
1	放射線画像情報システム	器械備品	取得する資産

平成23年度沖繩県水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度沖繩県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

給水対象	那覇市ほか20市町村及び1企業団
(1) 給水総給水量	149,444千 <sup>3</sup> m
(2) 当年度平均給水量	409千 <sup>3</sup> m
(3) 一日平均給水量	10,333,389千円
(4) 主要な建設改良事業	4,743,639

イ 新石川浄水場高度浄水処理施設等建設事業

ロ 多目的ダム建設負担金 4,510,373

ハ 北谷浄水場整備事業 1,079,377

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	支出
第1款 水道事業収益	16,485,588千円
第1項 営業収益	16,045,408
第2項 営業外収益	293,860
第3項 特別利益	146,320
第1款 水道事業費用	16,895,178千円
第1項 営業費用	14,415,845
第2項 営業外費用	2,342,875
第3項 特別損失	131,458
第4項 予備費	5,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,685,906千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額117,417千円、過年度分損益勘定留保資金1,432,025千円及び減債積立金1,136,464千円で補てんするものとする）。

収 入		支 出	
第1款 資本的収入	13,115,525 千円	第1款 資本的支出	15,801,431 千円
第1項 補助金	9,928,164	第1項 建設改良費	12,465,585
第2項 企業債	1,929,000	第2項 企業債還金	3,263,217
第3項 固定資産売却代金	1	第3項 国庫補助金返還金	72,629
第4項 投資還金	498,360	(債務負担行為)	
第5項 他会計長期貸付金償還金	700,000	第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。	
第6項 その他資本的収入	60,000		

新石川浄水場高度浄水処理施設等建設事業 平成24年度 5,070,682 千円

事 項	期 間	限度額
新石川浄水場通転管理業務委託事業	平成24年度から平成25年度まで	165,564 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 起債の目的 ①多目的ダム建設負担金 ②導水、取水、浄水、送水施設整備事業
- 限度額 1,929,000 千円
- 起債の方法 証書借入又は証券発行
- 利率 年9%以内
- 償還の方法 償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であって

も繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、9,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用
- 資本的支出における建設改良費、企業債償還金及び国庫補助金返還金相互間の流用（議会の議決を経なければ流用することできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- 職員給与費 2,405,410 千円
  - 交際費 150 千円
- (他会計からの補助金)

第10条 臨時財政特別債等の償還等に要する経費等にあてられるための一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、681,870千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成23年度沖繩県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度沖繩県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水対象	92事業所
(2) 当年度総給水量	7,174千㎡
(3) 一日平均給水量	19千㎡
(4) 主要な建設改良事業	62,230千円
イ 東崎工業用水配水管布設工事	38,640
ロ 勝連南風原地内送水管改良工事	23,590

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第1款 工業用水道事業収益	341,068千円
第1項 営業収益	272,642
第2項 営業外収益	63,717
第3項 特別利益	4,709
支出	
第1款 工業用水道事業費用	356,039千円
第1項 営業費用	323,293
第2項 営業外費用	27,537
第3項 特別損失	4,709
第4項 予備費	500

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額152,808千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,129千円及び過年度分損益勘定留保資金150,679千円で補てんするものとする）。

収入	
第1款 資本的収入	36,553千円
第1項 補助金	31,670
第2項 工事負担金	4,882
第3項 固定資産売却代金	1
支出	
第1款 資本的支出	89,361千円
第1項 建設改良費	66,032
第2項 企業債償還金	73,328
第3項 国庫補助金返還金	1
第4項 投資	50,000
(一時借入金)	

第5条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 工業用水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、国庫補助金返還金及び投資相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 29,336千円
- (他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、89,902千円である。





発行所  
沖縄県総務部  
総務私学課  
電話 098-866-2074

印刷所 有限会社 福琉印刷  
〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8